米子市建設工事低入札価格調査制度実施要領　新旧対照表

改正前	改正後
米子市建設工事低入札価格調査制度実施要領	米子市建設工事低入札価格調査実施要領
（趣旨） 第１条　この要領は、米子市の発注する建設工事に係る入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第１項の規定により落札者を決定するための調査を行う制度（以下「低入札価格調査制度」という。）を導入するに当たり、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第１条　この要領は、米子市が発注する建設工事に係る入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第１項の規定により落札者を決定するための調査の実施に関し必要な事項を定めるものとする。
（対象工事） 第３条　低入札価格調査制度は、原則として、米子市が発注する建設工事（その予定価格が１億5,000万円以上のものに限る。以下同じ。）の一般競争入札又は指名競争入札に付するすべてのもの について実施するものとする。 【新設】	（対象工事） 第３条　低入札価格調査は、米子市が発注する建設工事のうち、その予定価格が１億5,000万円以上のものであって、一般競争入札又は指名競争入札に付するもの（以下「基本対象工事」という。）及び米子市総合評価方式による競争入札試行要領（平成１９年１１月１日施行）第４項の規定に基づき総合評価入札の対象とする建設工事（以下「総合評価対象工事」という。）について実施するものとする。 ２　前項の規定にかかわらず、建設業者等指名審査委員会（米子市建設工事等請負業者選定事務処理要綱（平成19年６月１日施行）第８に定める建設業者等指名審査委員会をいう。第９条第２項において同じ。）が承認した場合には、基本対象工事であっても、低入札価格調査を実施しないことができるものとする。
（調査基準価格） 第４条　市長は、低入札価格調査制度を実施するときは、あらかじめ、当該 建設工事の予定価格の３分の２以上で調査基準価格を決	（調査基準価格） 第４条　市長は、低入札価格調査 を実施するときは、あらかじめ、当該低入札価格調査を実施する建設工事の予定価格の３分の２以上で調査基準価格を決

定し、予定価格調書に記載するものとする。 ２　前項の規定による調査基準価格の決定については、米子市建設工事最低制限価格設定要領（平成 20 年４月１日施行）第４条及び附則第２項の規定を準用する。この場合において、同項中「第４条第１項」とあるのは、「米子市建設工事最低制限価格設定要領（平成２０年４月１日施行）第４条第２項において準用する第４条第１項」と読み替えるものとする。 【新設】	定し、予定価格調書に記載するものとする。 ２　前項の規定による調査基準価格（総合評価対象工事に係るものを除く。）の決定については、米子市建設工事最低制限価格設定要領（平成 20 年４月１日施行）第４条及び附則第２項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「最低制限価格」とあるのは「調査基準価格」と、同項中「第４条第１項」とあるのは「米子市建設工事低入札価格調査実施要領（平成 17 年３月 31 日施行）第４条第２項において準用する第４条第１項」と読み替えるものとする。 ３　総合評価対象工事に係る調査基準価格の決定については、別に定める。
（失格基準価格） 第５条　市長は、当該入札の参加者のした入札金額の下位５件の平均値に０．８５を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加えた額を失格基準価格とするものとする。ただし、失格基準価格が前条の規定により決定した調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を失格基準価格とするものとする。 【新設】	（失格基準価格） 第５条　市長は、基本対象工事に係る入札の参加者のした入札金額の下位５件の平均値に０．８５を乗じて得た額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えた額を失格基準価格とするものとする。ただし、失格基準価格が前条の規定により決定した調査基準価格を上回る場合は、調査基準価格を失格基準価格とするものとする。 ２　総合評価対象工事に係る失格基準価格については、別に定める。
（最低制限価格の適用除外） 第６条　市長は、低入札価格調査制度を実施する入札については、令第167条の10第２項の最低制限価格を設けないものとする。	（最低制限価格の適用除外） 第６条　市長は、低入札価格調査を実施する入札については、令第167条の10第２項の最低制限価格を設けないものとする。
（入札に参加しようとする者への周知） 第７条　市長は、低入札価格調査制度を実施する入札に係る入札説明書には、次の事項を記載し、当該入札に参加しようとする者に周知するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。	（入札に参加しようとする者への周知） 第７条　市長は、低入札価格調査を実施する入札に係る入札説明書には、次の事項を記載し、当該入札に参加しようとする者に周知するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

⑴～⑹　［省略］ ⑺　調査基準価格が設定された入札について、低価格入札者を落札者と決定した場合に、主任技術者又は監理技術者（以下「技術者等」という。）を追加配置させる旨	⑴～⑹　［省略］ ⑺　調査基準価格が設定された入札について、低価格入札者を落札者と決定した場合に、主任技術者又は監理技術者（第１４条第４号において「技術者等」という。）を追加配置させる旨
（米子市低入札価格調査委員会） 第９条　［省略］ ２　委員会は、副市長を会長として、各部の建設業者指名審査委員をもって組織する。 ３　［省略］ ４　委員会の事務局は、総務部入札契約課に置くものとする。	（米子市低入札価格調査委員会） 第９条　［省略］ ２　委員会は、総務部長を会長として、建設業者等指名審査委員会の委員をもって組織する。 ３　［省略］ ４　委員会の事務局は、総務部契約検査課に置くものとする。
（低入札価格調査の実施） 第10条　［省略］ ２　入札執行者は、低価格入札者がした入札金額が失格基準価格を下回った場合は当該低価格入札者を失格と判断し、失格基準価格調査表（別記様式第１号）を添えて、その旨を委員会に報告するものとする。この場合において、次項及び第５項の規定による調査は行わないものとする。 ３　工事主管課長は、入札終了後直ちに低価格入札者全員から工事費内訳書（別記様式第２号）及び積算資料等必要な書類を徴した上で、失格判断基準（別記様式第３号）の審査項目のすべてを満たさない場合は失格と判断し、当該審査書類を添えて、その旨を委員会に報告するものとする。この場合において、第５項の規定による調査は行わない	（低入札価格調査の実施） 第10条　［省略］ ２　入札執行者は、低価格入札者がした入札金額が失格基準価格を下回った場合は当該低価格入札者を失格とし、失格基準価格調査表（別記様式第１号）を作成して、これを委員会に提出するものとする。この場合において、次項の規定による審査及び第５項の規定による調査は行わないものとする。 ３　工事主管課長は、低入札価格調査の対象となる工事（次項おいて「調査対象工事」という。）に係る入札の終了後直ちに低価格入札者全員から（総合評価対象工事に係る入札の場合には、当該入札終了の翌々日までに評価順位が第１位である低価格入札者から）工事費内訳書（別記様式第２号）、積算資料等必要な書類を徴した上で、失格判断基準（別記様式第３号）の審査項目の全てを満たさない低価格入札者を失格とし、これらの書類を委員会に提出するものとする。この場合において、第５項の規定による調査は行わない

ものとする。	ものとする。
4　工事主管課長は、低価格入札者のうち最低の価格で入札した者から順次工事費内訳書について設計金額の内訳と比較し、著しく差のあるものについて、関係書類の提出を求めるとともに、次の項目に留意しながら低価格入札の理由を明らかにするものとする。	4　工事主管課長は、調査対象工事に係る入札における低価格入札者のうち最低の価格で入札した者から順次（総合評価対象工事に係る入札の場合には評価順位が第１位である低価格入札者から）工事費内訳書について設計金額の内訳と比較し、著しく差のあるものについて、関係書類の提出を求めるとともに、次の項目に留意しながら低価格入札の理由を明らかにするものとする。
⑴～⑶　［省略］	⑴～⑶　［省略］
⑷　契約対象工事箇所と入札者の事業所・倉庫との関連（地理的条件）	⑷　契約対象工事箇所と入札者の事業所・倉庫の位置との関連（地理的条件）
⑸　［省略］	⑸　［省略］
⑹　資材購入先及び購入先と入札者との関係	⑹　資材購入先及び当該資材購入先と入札者との関係
⑺～⑽　［省略］	⑺～⑽　［省略］
5　契約担当課長は、必要に応じて、低価格入札者について、次の内容を調査するものとする。	5　契約担当課長は、必要に応じて、低価格入札者について、次の内容を調査するものとする。
⑴　経営状況 取引金融機関及び保証会社等への照会	⑴　経営状況 取引金融機関、保証会社等　への照会
⑵　信用状況 建設業法違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況	⑵　信用状況 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況及び下請代金の支払遅延状況
⑶　米子市において過去２年間に発注した工事の　うち、当該低価格入札者が施工した工事に　係る契約年月日、工事名及び成績状況	⑶　米子市が　過去２年間に発注した建設工事のうち、当該低価格入札者が施工した建設工事に係る契約年月日、工事名及び成績状況
⑷　［省略］	⑷　［省略］
6　工事主管課長及び契約担当課長は、前２項の規定による調査終了後、低入札価格調査表（別記様式第４号。以下「調査表」という。）及び工事費内訳書を添えて委員	6　工事主管課長及び契約担当課長は、前２項の規定による調査終了後、低入札価格調査表（別記様式第４号。次条において単に「調査表」という。）を作成の上、第３項の規定により徴した工事費内訳書を添えて、これらの書類を委員

会に提出するものとする。	会に提出するものとする。
（委員会の審議等） 第11条　委員会は、前条第２項及び第３項の規定による報告があったときは、その旨を報告し、同条第６項の規定による調査表の提出があったときは、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であるかどうかを審議し、その結果を取りまとめて市長に報告するものとする。	（委員会の審議等） 第11条　委員会は、前条第２項及び第３項の規定による報告があったときは、その旨を　　、同条第６項の規定による調査表の提出があったときは、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって著しく不適当であるかどうかを審議してその結果を、それぞれ　市長に報告するものとする。
（落札者の決定等） 第12条　市長は、前条の規定による調査結果に基づき落札者の決定をするものとし、入札執行者は、入札結果通知書（別記様式第５号）により当該落札者に対してその旨を、失格となった入札者には理由を付してその旨を、その他の入札者に対して落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。	（落札者の決定等） 第12条　市長は、前条の規定による報告　　に基づき落札者の決定をするものとし、入札執行者は、入札結果通知書（別記様式第５号）により当該落札者に対してその旨を、失格となった入札者には理由を付してその旨を、その他の入札者に対して落札金額及び落札者の商号又は氏名を通知するものとする。
（入札結果の公表） 第13条　低入札価格調査を実施した工事に　　係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの備考欄に「低入札価格調査適用工事」と記載するとともに、調査結果を公表するものとする。	（入札結果の公表） 第13条　低入札価格調査を実施した建設工事に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの備考欄に「低入札価格調査適用工事」と記載するとともに、調査結果を公表するものとする。
（監督体制の強化等） 第14条　工事主管課長は、低価格入札者を落札者と決定した場合は、次の措置をとるものとする。 ⑴　施工体制台帳の内容聴取 施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、請負者	（監督体制の強化等） 第14条　工事主管課長は、低価格入札者を落札者と決定した場合は、次の措置をとるものとする。 ⑴　施工体制台帳の内容聴取 施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、落札者（特定建設工事共同企

の代表者等からその内容の聴取を行う。 ⑵　施工計画書の内容の聴取 施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者の代表者等からその内容の聴取を行う。 ⑶　重点的な監督業務の実施 工事主管課長は、次に掲げる事項に留意し、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するものとする。 ア～ウ　［省略］ エ　当該工事　の工期中に１回以上抜き打ちに検査を行うこと。 ⑷　施工体制の強化 当該工事　に配置する技術者等について、選任された者　と同等以上の能力を有する者を追加配置させるものとする。 ⑸　［省略］	業体の場合には、その各構成員。次号において同じ。）の代表者等からその内容の聴取を行う。 ⑵　施工計画書の内容の聴取 施工計画書の提出に際し、必要に応じて、落札者の代表者等からその内容の聴取を行う。 ⑶　重点的な監督業務の実施 工事主管課長は、次に掲げる事項に留意し、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するものとする。 ア～ウ　［省略］ エ　当該建設工事の工期中に１回以上抜き打ちに検査を行うこと。 ⑷　施工体制の強化 当該建設工事に配置する技術者等は、専任とし、当該専任による技術者等　と同等以上の能力を有する者を追加配置させるものとする。この場合において、当該追加配置させる技術者等は、当該建設工事の現場代理人又は他の建設工事の技術者等と兼ねることができないものとする。 ⑸　［省略］
【新設】	（契約に係る措置） 第15条　低価格入札者を落札者と決定した場合における当該落札者との契約の締結に当たっては、当該落札者に対し、次に掲げる事項を義務付けるものとする。 ⑴　当該落札者は、請負金額に１００分の３０を乗じて得た額以上の額の契約保証金を納付すること。 ⑵　前金払の金額は、請負金額に１０分の２を乗じて得た額を超えない範囲の額とすること。